

道路の法敷の占用許可に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、市が管理する道路（以下「道路」という。）の法敷の占用許可に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「通路」とは、占有者において所有権、借地権その他の権原を有する土地又は施設に出入りするため、道路の法敷を占用して設置する通路をいう。

2 この要綱において「専用通路」とは、占有者が使用する通路をいう。

3 この要綱において「一般通路」とは、不特定多数の者が離合場所として利用できる通路をいう。

(専用通路の許可基準)

第3条 専用通路は、一の敷地又は施設につき1箇所のみ占用の許可をするものとする。

2 専用通路の幅員（間口）は、2メートル以下とし、車庫、駐車場への通路にあつては、4メートル以下とする。

3 前2項の規定にかかわらず、施設の用途、敷地の利用状況及び地形上の理由など特別の事情があり、必要やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(一般通路の許可基準)

第4条 一般通路の幅員（間口）は、4メートル以上とし、次の基準に適合する場合に占用の許可をするものとする。ただし、特別の事情があり、必要やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 前面道路の有効幅員が4メートル未満であること。

(2) 設置する通路の法面直高が3メートル以下であること。

(3) 道路の見通しを妨げ、その他道路交通の安全を害するおそれのないものであること。

(4) 施設の構造（安全施設を含む。）は、鋼構造又は鉄筋コンクリート造であり、設計荷重が4トン以上のものであること。

(5) 道路の法面が、土羽法又は自然崖法の場合は、法面保護工（各種擁壁工）を施工するものであること。また、法面保護工（各種擁壁工）が施工されている場合であっても、老朽化し、あるいは通路設置により支障がある場合は、構造物の補強工事又は改良工事を施工するものであること。

(一般通路の許可条件)

第5条 一般通路の許可条件は、次のとおりとする。

- (1) 安全施設以外、いかなる工作物、物件又は施設を設けてはならない。
- (2) 占有者は、他の一般車両等の通行を拒んではならない。
- (3) 占有部分の施設について市が必要と認めたときは、占有者はその施設を市に寄付しなければならない。

(占有料の減免)

第6条 専用通路（幅員が2メートルを超えるものにあつては、2メートルまでの部分に限る。）及び一般通路の占有料は、免除するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専用通路及び一般通路に係る許可基準、許可条件等の細目については、市道路線認定等調査会で定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和60年3月1日から施行する。

改正 平成4年4月1日
平成7年3月1日
平成20年4月1日